

無料 有料老人ホーム・高齢者住宅リスト付き

稻川淳二さんが語る
「上手に生きる才能」

有料老人ホーム・サ高住をお探しなら

あいりふ

●特集 ●認知症、腎不全、脳血管疾患…。

退院時、在宅を選んだ介護者に知って欲しい
疾病に関する「心構え」

老人ホーム

無料入居相談

あいりふ入居相談室

フリーダイヤル
0120-007-097

2019年7月号

0円/Take Free

ご自由にお持ちください

●今、注目したい「高齢期の住まい」

クラーチ・ファミリア小竹向原

クラーチ・フィエラ鷺ノ宮

すいとぴー東戸塚

トラストガーデン用賀の杜

タレント・
工業デザイナー

稻川淳二さん

「私の考える『上手に生きる才能』。
『怒らない生き方』、そして、
『理想の老人ホーム』」

睡眠の第一人者が語る「高齢者の快適な眠り」

作家・童門冬二さんに学ぶ「90歳の生き方」(東洋経済新報社)

最近、よく耳にする「退院支援看護師」の仕事とは?

夏。熱中症対策
の季節です!!



●介護まわりの「プロを徹底活用する術」(司法書士編)②

「利用のハードルが高くなる『成年後見制度』。『家族信託』であれば、納得できる設計図を親の判断能力があるうちに描べ!」とができます」

宮田 総合法務事務所・所長
司法書士

宮田 浩志

認知症などで判断能力が十分ではない人を法律的に支援・援助する「成年後見制度」。しかし、司法書士の宮田先生は、「この制度の利用のハードルが年々、高いものになつてゐる」と話します。では、「これからは、どんな制度を選択するべきなのでしょう。

不公平感が残る財産の相続を避けるには?

高齢者の財産管理を助ける仕組みの一つである「成年後見制度」は、利用のハードルが年々高くなっています。後見人の不正防止のため保有資産が一定額以上だと監督人が選任され、頻繁な報告義務の負担と監督人報酬という経済的負担が増しているのが現状です。こうした負担なく、老後や相続への備えができるのが「家族信託」です。(信頼できる家族に財産管理を託すもので、「本人の判断能力があるうちに財産の管理や処分、資産承継などについて」「

うつた」という内容を契約書にしておけば、その通りにいきます。例えば、親と同居して介護を担当しているAさんのケース。親の他界後、法定相続通り、他の兄弟姉妹と資産を等分割するのは、Aさんの心情的に不公平感があることに加え、居住中の一世帯住宅が相続財産なので売却して分割するともままなりません。

「相続の問題は、親が要介護になつたときから始まっています」

相続をめぐる問題は、親が要介護になつた時点ですでに始まつていると考えてください。親本人も巻き込んでの争いを避けるためには、「本



人の判断能力があるうちに、家族で十分に話し合つておくることが大切です。その場合のポイントは、「相続」ではなく、あくまでも「親の老後」の問題として「プローチすること」です。遺産目当てだと親に誤解されないよう、親が安心できる老後は何か、要介護状態になつたら誰に支えてもらいたいのか、という話題から話を進めるといいでしょう。

最も大切なことは、親と子が渝つて向き合う機会を持ち、互いに想いを伝え合つことです。家族が円満に、安心して過ごすためのツールとして、家族信託の存在を知っておいていただければと思います。

●宮田浩志●早稲田大学法学部在学中に司法書士資格を取得、司法書士事務所勤務を経て2000年に東京・吉祥寺に宮田総合法務事務所を開業。(社)家族信託普及協会代表理事としても活動している。

撮影:山本雷太

